



2026年3月13日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイテック  
代表者名 代表取締役社長 藤本 彰  
(コード 2479 東証スタンダード・名証メイン)  
問合せ先 取締役 西田 和弘  
(TEL 03-6228-7273 代表)

(開示内容の変更)

「従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入及び自己株式処分に関するお知らせ」  
の内容変更についてのお知らせ

当社は、2025年12月12日公表の「従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入及び自己株式の処分に関するお知らせ」に関し、本日開催の取締役会において、下記の通りその処分期日を変更することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容（変更箇所を下線を付しております。）

【変更前】

1. 処分の概要

(1) 処分期日	<u>2026年3月19日</u>
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 26,000株
(3) 処分価額	1株につき234円
(4) 処分価額の総額	6,084,000円
(5) 割当予定先	当社従業員28名 21,000株 当社子会社従業員12名 5,000株

2. 処分の目的及び理由

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は 2026年3月19日（本処分期日）から2028年11月30日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

【変更後】

1. 処分の概要

(1) 処分期日	<u>2026年3月31日</u>
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 26,000株
(3) 処分価額	1株につき234円
(4) 処分価額の総額	6,084,000円
(5) 割当予定先	当社従業員28名 21,000株 当社子会社従業員12名 5,000株

## 2. 処分の目的及び理由

### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

#### (1) 譲渡制限期間

対象従業員は 2026年3月31日（本処分期日）から2028年11月30日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

## 2. 変更の理由

当社は、中長期的な企業成長の原動力となる「多様な人材が活躍できる環境づくり」を重要施策として掲げており、今般の譲渡制限付株式報酬制度の導入により、当社および当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）が当社株式を保有することで、株主や投資家の皆さまと同じ視点で中長期的な企業価値向上を考える経営参画意識を醸成し、グループ全体としてのエンゲージメント強化と価値創造への貢献を期待しておりますが、対象従業員への周知を万全とするため、スケジュールを精査した結果、処分期日を変更することといたしました。

以上